

就職・退職した人へ

国保の届け出は済みましたか？



4月は、就職や退職など異動の多いシーズンです。就職して新しく社会保険に加入した人や、退職して社会保険をやめた人は、国民健康保険への届け出（変更手続き）が必要です。

自動的に変更されることはありませんので、市役所保険年金課または各支所住民室の国保の窓口で、必ず手続きをしてください。

国民健康保険への届け出が必要な人は？

①就職して社会保険に加入した人

今まで国保に加入していた場合は、国保から脱退する手続きを行います。国民健康保険と社会保険の両方の保険証を持って、手続きをしてください。

②退職して社会保険をやめた人

国保へ加入する手続きを行います。退職した日付が分かるもの（離職票や健康保険資格喪失連絡票など）を持って手続きをしてください。

退職して年金を受ける人は退職者医療制度の届け出も忘れずに！

退職して国保に加入する人で、一定の条件に当てはまる人とその家族（被扶養者）は、65歳になるまでの間、国保の「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

退職して年金を受ける人は、次の条件を確認して、届け出をしてください。

①退職者医療制度の対象者は？

- 国保に加入している人。
- 65歳未満の人。
- 厚生年金や各種共済組合などの年金を受け取る人で、その加入期間の合計が20年以上あるか、40歳以降10年以上ある人（ただし、国民年金は除く）。

②いつまでに手続きをするの？

年金受給権の発生後、年金証書が届いた日の翌日から14日以内に、保険年金課国民健康保険班または各支所住民室の窓口へ届け出てください。

③届け出に必要なものは？

- 年金証書、国保の保険証

<届け出・問い合わせ先>

保険年金課国民健康保険班（☎62-5331）
海上支所住民室（☎55-3111）
飯岡支所住民室（☎57-3111）
千潟支所住民室（☎68-2111）

国保の届け出は14日以内に済ませましょう

	内 容	必要なもの
国保に入るとき	転入してきたとき。	転入手続きのときに申し出をしてください。
	外国人登録をしたとき。	外国人登録証明書、在学等の証明書・パスポート
	生活保護を受けなくなったとき。	保護廃止決定通知書
	お子さんが生まれたとき。	父母の保険証
国保をやめるとき	転出するとき。	保険証 ※転出手続きのときに申し出をしてください。
	外国人で転出したとき。	転出先で外国人登録をしてください。
	会社の保険に入ったとき。	会社の保険証と旭市の保険証
	生活保護を受けるようになったとき。	保護開始決定通知書
	死亡したとき。	保険証 ※窓口で喪失の申し出をしてください。
その他	保険証の紛失、汚損により再交付を受けるとき。	届出者の本人確認ができるもの（運転免許証など）。
	修学のため、他の市町村へ転出するとき。	保険証、在学証明書
	退職者医療制度に加入するとき。	保険証、年金証書

新規加入／手続き終了後、保険証を窓口で交付します。

一部加入・一部喪失／必要なものについて交換しますので、世帯全員の保険証を持ってきてください。

全部喪失／世帯全員の保険証を返却してください。